

# 高い倫理観が求められるFPにとって、金融商品取引法や金融商品販売法と同様に、消費者契約法についても基本的なことを理解し説明できなければならぬ。

消費者契約法では、消費者と事業者との間の情報、交渉力の格差があることから、消費者を保護するために、契約の取消しや契約条項の無効等を規定している。

2016年3月4日、この消費者契約法の改正案が国会に提出された。一般の改正は、「高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を図るため、取消しの対象となる消費者契約の範囲を拡大するとともに、無効とする消費者契約の条項の類型を追加する等の措置を講ずる」ことを目的としている(図表1、2参照)。

本稿では、消費者契約法の改正案について概説する。

## 1 過量な内容の消費者契約の取消し(新たな取消事由)

事業者が高齢者の判断能力の低下等につけ込んで、大量に商品を購入させるような被害事案を「過量契約」という。過量契約の問題に対処するため、改正案では事業者が消費者に対して、過量契約に当たることおよび消費者に過量契約の締結を必要とする特別の事情がないことを知りながら勧誘して、契約を締結させた場合に、消費者に取消しを認める規定を追加している。

## 2 重要事項の範囲の拡大

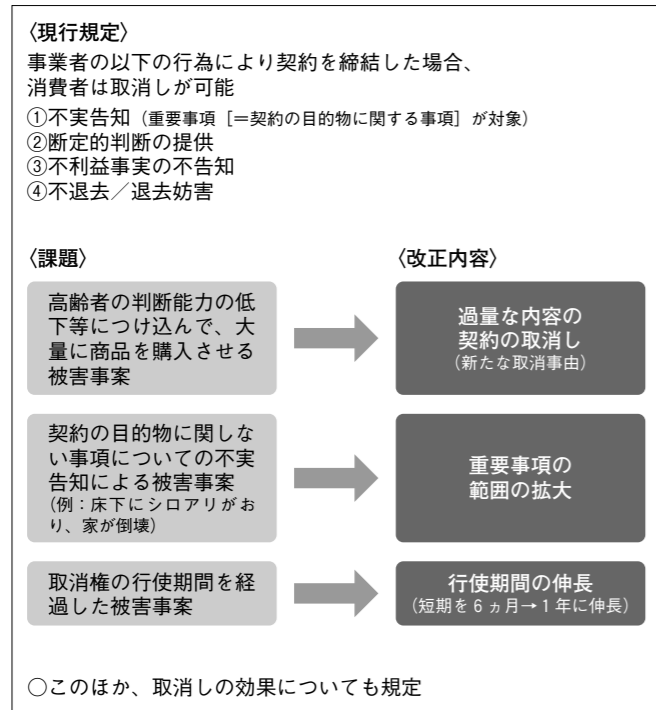
消費者契約法は、「重要事項」について不実告知が行われた場合に意思表示の取消しを認めている。不実告知とは、事業者が勧誘の際に、契約内容の重要事項について事実と異なることを告げ、消費者が告げられた内容を事実

と誤認し、それによって契約締結の意思表示をすることをいう。「重要事項」とは、現行法では、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの「質、用途その他の内容」または「対価その他の取引条件」で、「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」と規定している。

改正案では、不実告知の「重要事項」に、「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害または危険を回避するために通常必要であると判断される事情」を追加するとしている。

これにより、当該契約の締結を必要とする事情について不実告知を受けた結果、消費者が必要のない契約を締結した場合(例えば、「床下が湿っており、このままでは家が危ない」と虚

図表1 改正の概要(契約の取消し)



出所: 消費者庁ウェブサイト (<http://www.caa.go.jp/soshiki/houan>)

偽の内容を言われ、床下への換気扇の購入・設置の契約を締結した事例)についても、取消しが認められることとなる。

## 3 取消権を行使した消費者の返還義務

改正案では、消費者が、債務の履行として給付を受けた当時、取り消すことができるものであ

ることを知らなかったときには、消費者の返還義務の範囲を現存利益に限定する旨の規定を設けることとしている。「現存利益」とは、取得したすべての利益から、費消、滅失、毀損した分を差し引いた、現に利益を受ける限度のことである。

現在審議中の民法改正法案が成立した場合に、取り消した消

## 4 取消権の行使期間の延長

消費者契約法では、取消権の行使に関して、「追認をすることができるときから6ヵ月間行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者契約の締結の時から5年を経過したときも、同様とする」と規定されている。この点に関し、消費者庁が実施した「消費生活相談員に対するアンケート調査」によると、消費生活相談員の約35%が「騙されて契約していたことに気づいたときから6ヵ月以上経った」という結果となっている。また、国民生活センターが実施した同様のアンケートでは、約73

## 5 「事業者の損害賠償の責任を免除する条項」の見直し

このような背景を踏まえ、改正案では、不当な勧誘を受けて契約を締結した消費者をできる限り救済すべく、短期の取消権行使期間である6ヵ月を1年に延長するとしている。

消費者契約法では、「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項」を無効とする規定が設けられている。

この規定に関し、民法以外にも不法行為責任等について規定する法律があるため、民法に限定する必要はないという観点から、改正案では、「民法の規定による」との文言を削除するとしている。

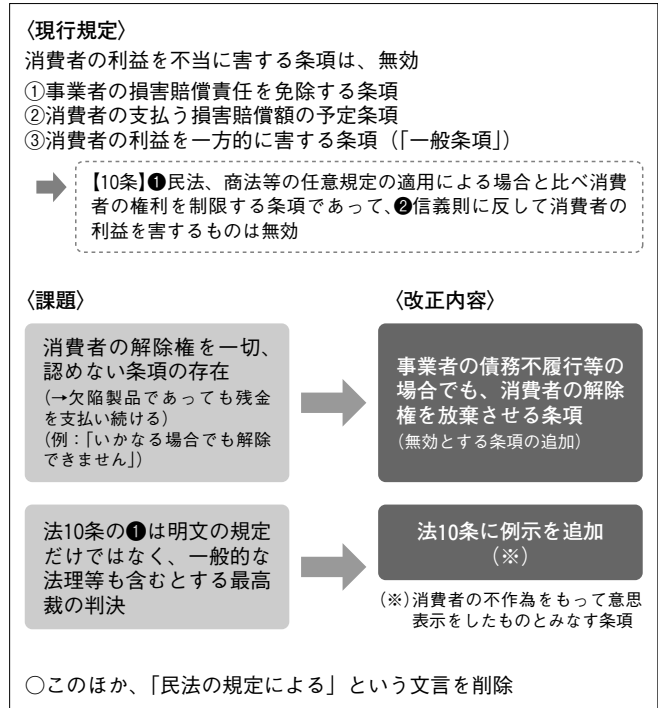
# シンクタンク研究員による 読み解き! 最新制度

Vol. 14

## 消費者契約法の改正

——取消しの対象となる消費者契約の範囲を拡大

図表2 改正の概要（契約条項の無効）



出所：消費者庁ウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/soshiki/houan>）

の目的物に隠れた瑕疵があること等により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

## 7 消費者の利益を一方的に害する条項への例示の追加

消費者契約法では、「民法、商法その他の法律の公の秩序に關しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効」と規定している。

ここで改正案では、その例示として、「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなす条項」を追加するなどしている。

これにより、例えば、「通販で掃除機を購入したところ、掃除機が届けられた際にサブリメントが同封されており、契約の中には、継続購入が不要である旨の電話をしない限りサブリメントを継続的に購入する旨の条項」が無効となるとされる。

## 8 施行日

改正案では、施行日を公布の日から起算して1年を経過した日から施行するとしている。

## 6 消費者の解除権を放棄させる条項を無効とする規定の追加

「消費者の利益を一方的に害する条項の無効」を定めた消費者契約法10条は、一定の不当な条項を無効とする受け皿規定としての機能を果たしている。

しかし、この10条で規定され

ている要件は抽象的であるため、契約当事者の予見可能性を高め、紛争を予防するなどの観点から、改正案では次の消費者契約の条項を無効とするものとしている。

①事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項  
②消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約



烏毛拓馬 ●とりげ・たくま  
大和総研主任研究員 A F P  
金融・証券税制・金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」（いずれも共著 大和証券刊）など。